

# 開催案内

【 審議会等の会議開催のお知らせ 】

審議会等の名称	君津市文化財審議会
---------	-----------

下記により開催します。

## 記

開催日時	令和8年3月27日(金曜日) 午後1時30分から
開催場所	生涯学習交流センター 101会議室
公開・非公開の別	一部非公開
非公開とする理由	(3)は、君津市情報公開条例第7条第5号に該当するため
議題	(1) 漁業資料館の休館日の見直しについて (2) 令和7年度文化財関係事業について (3) 指定文化財候補の継続審査について (4) その他
傍聴人の定員	5名
その他必要事項	
問い合わせ先	教育部生涯学習文化課 (0439-29-7815)

# 傍聴要領

## 1 会議の傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻30分前から15分前まで行いますので、会議の傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に必要事項を記入してお待ちください。
- (2) 傍聴を希望される方が定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決めさせていただきます。

## 2 会議の傍聴人の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成または反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 会議開会中は、むやみに席を離れ、立ち歩かないでください。
- (3) 会議場において、質問等の発言はしないでください。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画または録音等行わないでください。
- (5) 会議場において、はり紙、ビラ、プラカード及びのぼり等を携帯したり、鉢巻き、たすき、ゼッケン及び腕章等示威のために利用すると認められるものの着用をしないでください。
- (6) 会議場において、飲食または喫煙をしないでください。
- (7) 会議場において、携帯電話、ラジオ等の電源はお切りください。
- (8) 会議場にパーソナルコンピュータ等は持ち込まないでください。
- (9) その他会場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為はしないでください。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。また、ご不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。